

# 群馬弁護士会 NO.3 ニュース

■発行日 平成24年6月15日  
 ■発行者 群馬弁護士会 ☎027-233-4804

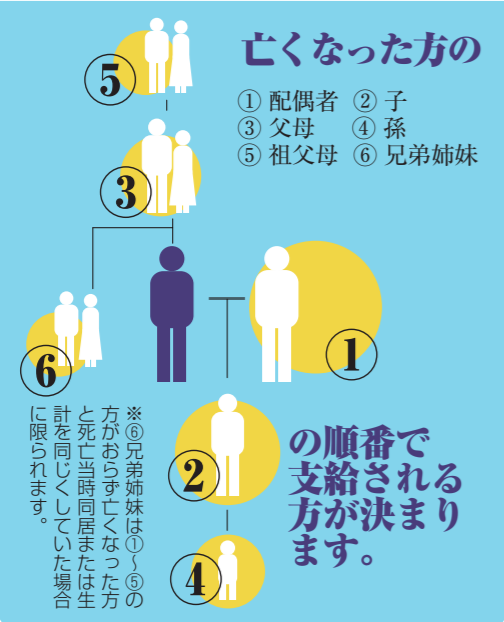
## 1 災害関連死 弔慰金関係

### 災害関連死に対して災害弔慰金が支給されます

東日本大震災によりご家族を亡くされた方には災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて災害弔慰金が支給されます。

震災に起因してご家族を亡くされた方は申請をされていますか？

#### 支給対象



亡くなった方が死亡当時住所を有していた市町村に申請をしなければ支給されません

#### 支給額

亡くなった方が生計を維持していた場合 → **500万円**

それ以外の方を亡くされた方 → **250万円**

直接、津波等の災害により亡くなった場合はもちろん、例えば、避難先の環境の影響で体調を崩されたことで亡くなった(自殺も含みます)場合など、災害に起因して亡くなった(災害がなければその時期には死亡しなかったと思われる)場合(災害関連死)にも、災害弔慰金は支給されます。

#### 支給される具体例

- 津波に飲み込まれて死亡した
- 元々病気だったが、震災後、十分な治療が得られなかったために、病状が悪化して死亡した
- 避難はしたが、避難所等での生活で、体調を崩して死亡した
- 病院が被災したり、転院、退院が必要になり、通常時のような治療が受けられなかったために死亡した

死亡が災害関連死にあたるかどうかは、審査が行われ、認定されれば弔慰金が支給されます。ご自身で判断なさらず、まずは市町村の窓口申請して、亡くなった状況を詳細に説明してください。

## 2 被災者生活 再建支援金 関係

### 被災者の生活再建資金が支給されます

東日本大震災による地震や津波で住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯には、被災者生活再建支援法に基づいて、被災者生活再建支援金が支給されます。

地震や津波で住宅に被害を受けた方は申請をされていますか？

- 被災証明書を受け取っていても、市町村に申請をしなければ支給されません
- 基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給されるもの)と加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給されるもの)の2種類が支給されます。

申請期限  
 基礎支援金 平成25年4月10日まで  
 加算支援金 平成30年4月10日まで

#### 支給金額

#### 基礎支援金

被害の程度	金額
全壊等	100万円(75万円)
大規模半壊	50万円(37.5万円)

#### 加算支援金

借家の場合は借家人に支払われます。大家さん等家主は対象になりません。

半壊・大規模半壊と認定されている方でも、住居が危険な状態であるためやむなく解体した場合や、敷地に被害が生じやむなく解体した場合、補修に著しく高額の費用がかかるためにやむなく解体した場合等、全壊として取り扱われる可能性があります。

加算支援金について、「賃借」50万円申請・受給したあとに、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、2回目の申請を行うことができます。その場合、支給額は「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となります(2回目に「補修」で申請する場合も同様)。

原発事故による長期避難は、現時点では対象外となっています。

#### 全壊の場合

再建の方法	金額
建築・購入	200万円(150万円)
補修	100万円(75万円)
賃貸	50万円(37.5万円)

#### 大規模半壊の場合

再建の方法	金額
建築・購入	200万円(150万円)
補修	100万円(75万円)
賃貸	50万円(37.5万円)

※( )は1人世帯の場合の金額

#### 支給される具体例

地震により4人世帯の家が全壊して新たに家を購入した場合  
 基礎支援金 加算支援金  
 100万円+200万円  
**合計300万円**が支給

津波で家が全壊した方がまずアパートを借りてその後、家を購入した場合  
 基礎支援金 加算支援金  
 100万円+200万円  
**合計300万円**が支給

全壊か大規模半壊かの認定は、被災者生活再建支援制度の実施機関である財団法人によって審査され、支給金額が決定されます。ご自身で判断なさらず、まずは市町村窓口申請してみてください。

# 3 私的整理 ガイドライン 関係

## 震災前の借入等でお困りの方へ

東日本大震災の影響で、震災前の借入の返済が困難となった方、私的整理ガイドラインを利用してみませんか？

この制度は、東日本大震災の被災者のために整備された手続で、私的整理ガイドライン運営委員会に申込を行い、弁済計画を立て、金融機関等の了承を得ることで、負債の全部又は一部を返済して残りについては免除を受けるという手続です。

## 私的整理ガイドライン運営委員会

コールセンター



# 0120-380-883

(受付時間 平日午前9時～午後5時)

申込み費用は無料です  
(郵送料等の通信費は自己負担となります)

原子力発電所の事故による影響を受けた場合も対象となります。

概ね500万円までは、債権者に支払わずに手元に残しておくことができ、これを超える財産が返済にあてられます。もっとも、義援金や災害弔慰金、被災者生活再建支援金等は、概ね500万円の制限にかかわらず、手元に残しておくことができます。

破産等の法的整理とは異なり、個人信用情報(いわゆるブラックリスト)の登録を回避しながら借入の整理ができます。

### 弁済計画の具体例

40代後半、震災前の年収300万円の会社員、銀行に2000万円の住宅ローン残債あり、義援金200万円と自宅流失による地震保険1000万円受領

↓

義援金200万円と地震保険のうち500万円を手元に残し、500万円を弁済に充て1500万円の債務免除。手元に残った資金を土地購入資金・住宅ローンの頭金に充てて生活再建

50代前半の漁業者、震災後無収入、銀行に住宅ローン残金800万円、地震保険800万円受領

↓

地震保険で残債務全額の弁済が可能であるが、500万円を手元に残し、300万円のみ弁済して残額免除

# 4 総括基準 関係

## 和解仲介申立て(ADR)の利用をご検討ください

請求書により東京電力への直接請求をしたけれども交渉が折り合わない、提示金額に不満がある、そもそも請求書が送られてきていない、といった方は、中立的な立場の第三者機関である「原子力損害賠償紛争解決センター」への和解仲介の申立て(ADR)により、直接請求よりも多くの賠償金を得られる可能性があります。

原子力損害賠償紛争解決センターは、平成24年2月14日以降、3度にわたり和解案の基準となる「総括基準」を提示しましたので、以下ではその一部をご紹介します。東京電力への直接請求に疑問を感じる方、東京電力の認定額に納得できない方は、是非とも同制度の利用をご検討ください。

● 中間指針第3の6(指針I)に規定する精神的苦痛に対する慰謝料については、避難者が要介護状態にあること、懐妊中であること、家族の別離、二重生活等が生じたこと、などといった事由があり、かつ通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額できる。

(平成24年2月14日決定)

● 避難等対象区域内に存在する動産及び不動産について、避難により管理不能・放射性物質に曝露する等して価値が喪失又は減少した場合における価値の喪失又は減少分の損害は、現地への立入ができない等の理由により被害物の現状等が確認できない場合であっても、速やかに賠償すべきである。

(平成24年2月14日決定)

その他ご不明のことをございましたらー

原発事故に関する相談 1回1時間無料、予約電話番号

# 027-234-9321

ーまで

群馬弁護士会ニュースバックナンバーにつきましては、お手数ですが群馬弁護士会のホームページをご覧ください